

化学における特許戦略

第11回

特許権の侵害

たくみ特許事務所
弁理士 佐伯 裕子

特許権の侵害

2

1. 何が特許権の侵害に当たるのか？

直接侵害と間接侵害

2. 特許権者が侵害者に行使できる権利

差止請求権、損害賠償権、その他

3. 特許権発生前の権利

4. 特許権侵害を争う裁判所

5. 下町ロケットにみる特許権の使い方

特許権の効力(§ 68)と直接侵害

3

特許権の効力(§ 68)

特許権者は、業として**特許発明の実施**をする権利を専有する。

特許発明の実施 (§ 2-3)=「**直接侵害**」

1. 「物の発明」の実施:

その物の生産、使用、譲渡、輸出／輸入、譲渡の申出

2. 「物を生産する方法の発明」の実施:

その方法で物を生産する方法、その方法で生産した物の実施

◎ **物を生産する方法の発明**の侵害の立証:(§ 104)

物が「**新規物質**」の場合、その物と同一の物は、

その方法により生産したものと**推定**する。

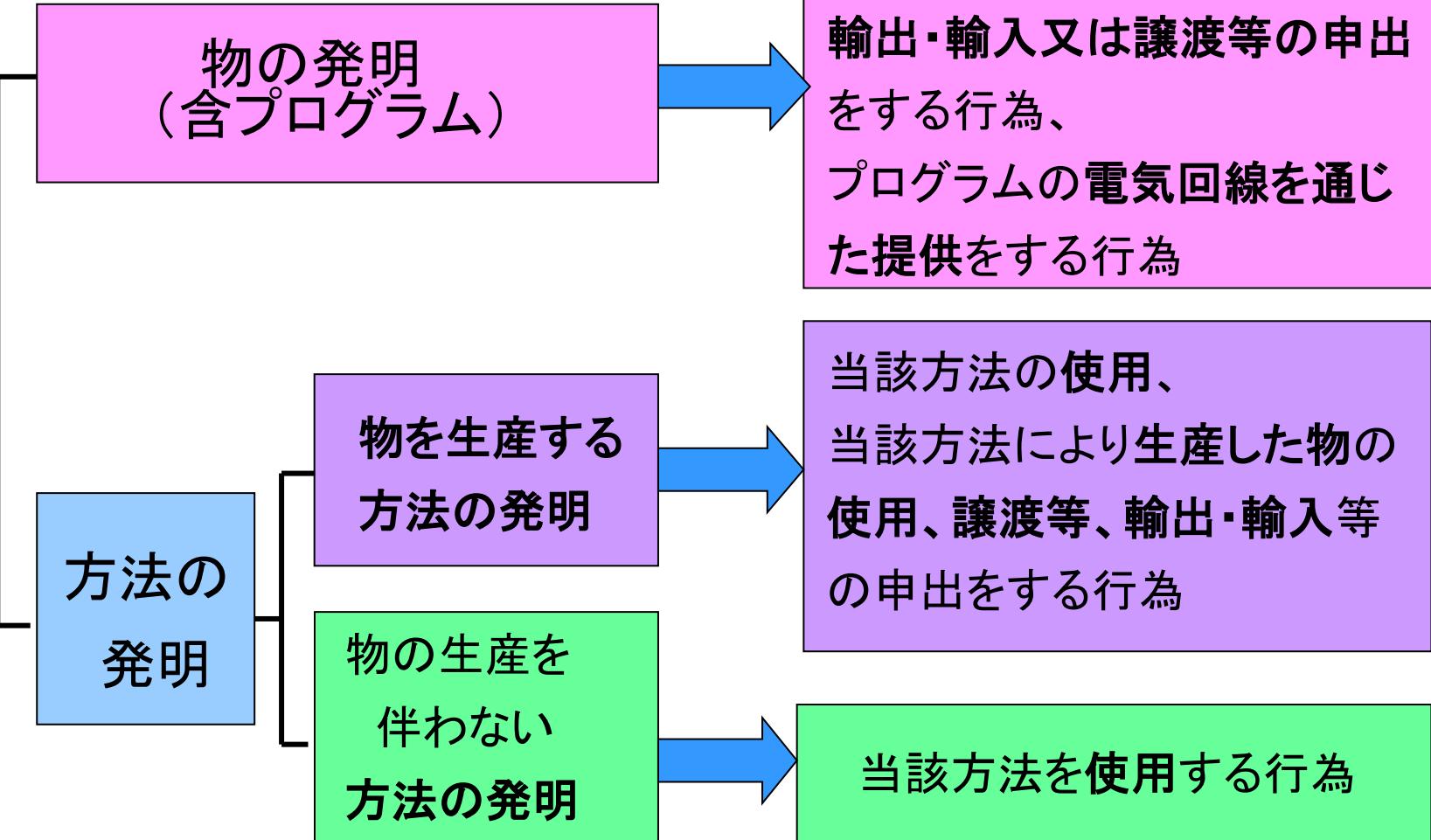
3. 「方法の発明」の実施:

その方法の使用をする行為

発明のカテゴリーと特許権の及ぶ範囲(直接侵害)

特許法第2条第3項(発明の実施とは)

発明



侵害とみなす行為(§ 101) 間接侵害

5

「物の発明」:

- ・業として、その物Aの生産にのみ用いる物Bの生産、譲渡、輸入又は譲渡等の申出をする行為
- ・その物Aの生産に用いる物B(広く国内流通品以外)であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その物Bがその特許発明の実施に用いられることを知りながら、業として、Bの生産、譲渡、輸入又は譲渡等の申出をする行為
- ・その物Aを業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

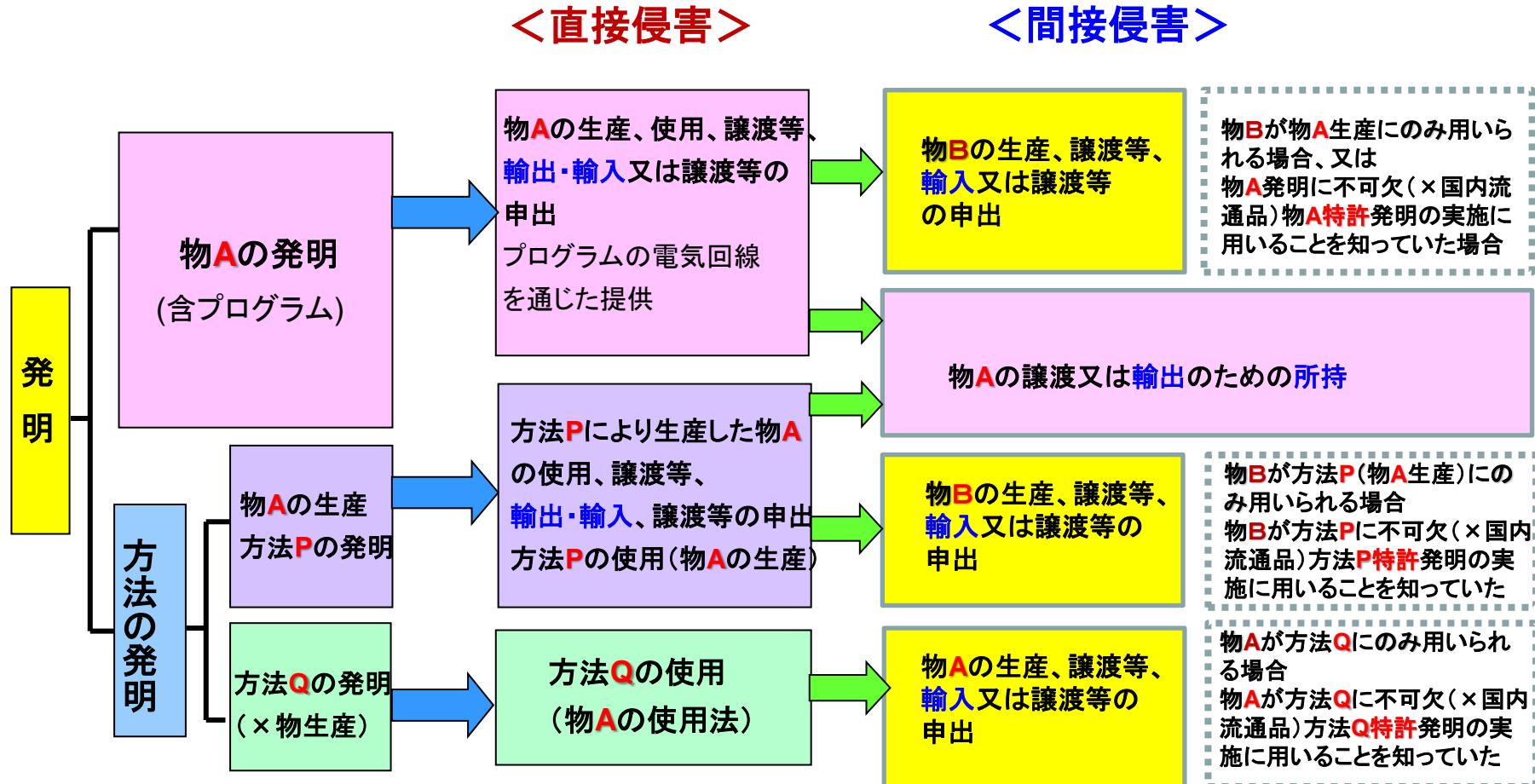
「物を生産する方法の発明」:

- ・その方法により生産した物Aを業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

「方法の発明」

- ・業として、その方法の使用にのみ用いる物Bの生産、譲渡、輸入又は譲渡等の申出をする行為
- ・その方法の使用に用いる物B(広く国内流通品以外)であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その物Bがその特許発明の実施に用いられることを知りながら、業として、Bの生産、譲渡、輸入又は譲渡等の申出をする行為

発明のカテゴリーと特許権の及ぶ範囲

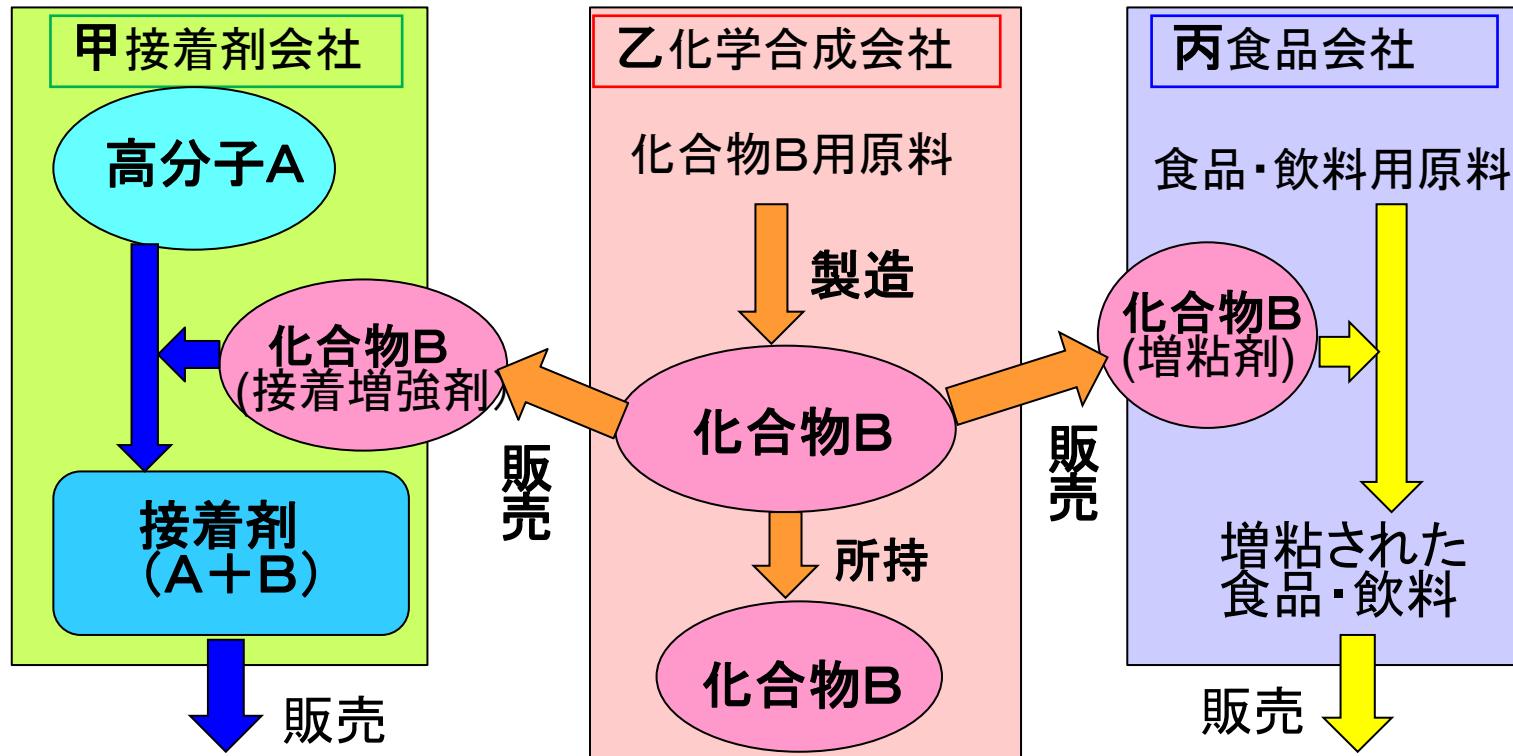


(練習問題)特許権の侵害

特許発明1：高分子Aと化合物Bを含む接着剤。(Bは日本国内での一般流通品ではない)

特許発明2：高分子Aに化合物Bを配合する工程を含む接着剤の製造法。

特許発明3：化合物Bを用いた高分子Aの接着力効果の増強方法。



直接侵害 甲社: **接着剤(A+B)**の生産、譲渡(販売)

間接侵害 乙社: **接着剤(A+B)**の生産に用いる物 **化合物B** (広く国内流通品以外)であつて
その発明による**課題の解決に不可欠**なものにつき、**化合物B**がその**特許発明1の実施**に用いられることを**知りながら**、業として**化合物B**の生産、譲渡(販売)

特許権者が侵害者に行使できる権利

8

<民事上の請求権>

1. 差止請求権(§ 100)

対象:自己の特許権(専用実施権)を侵害する者
又は侵害するおそれがある者

2. 損害賠償請求権(§ 102)

対象:故意または過失により自己の特許権(専用実施権)を侵害した者←侵害=過失と推定(§ 103)

3. 信用回復の措置(§ 106)

<刑事罰> § 196～201

侵害、詐欺行為、虚偽表示、両罰規定

損害賠償請求権(故意または過失)

9

1. 損害賠償請求権(§ 102-1~4)

① 逸失利益額: 得べかりし利益(§ 102-1)

侵害者が販売している、特許権者も販売力有り ⇒

損害額 = 侵害者の販売数量 × 特許権者の単位当たり利益額

② 不当利得額: 侵害者の利益吐き出し規定(§ 102-2)

侵害者が侵害行為により利益を受けている ⇒

損害額 = 侵害者の利益額

③ 実施工料相当額: 最低額の設定(§ 102-3)

損害額 = 実施工料相当額 (予備的主張)

差止請求権

10

差止請求権（§ 100）

（対象）自己の特許権又は専用実施権を

侵害する者又は侵害するおそれがある者

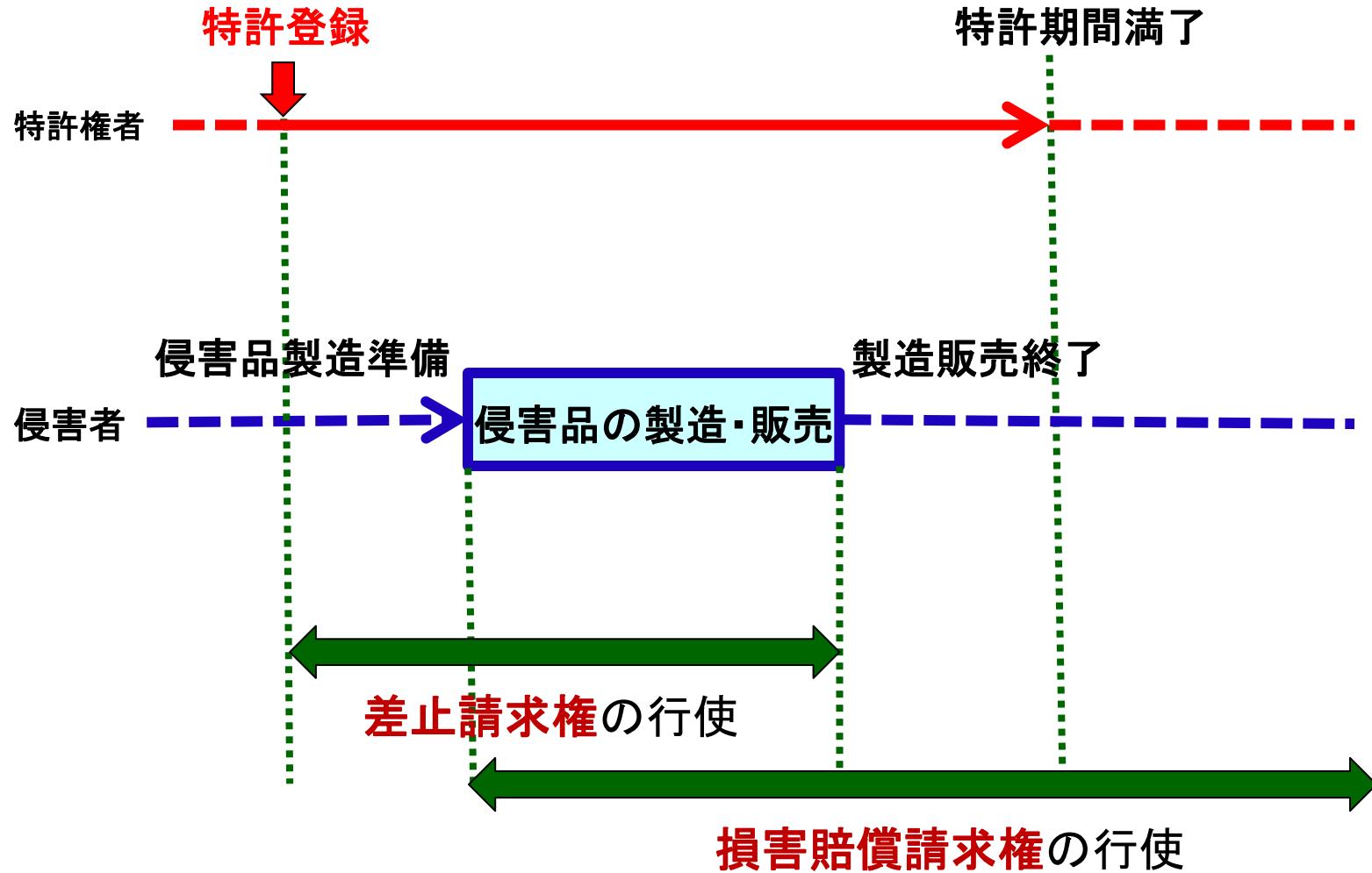
（差止行為）侵害の停止又は予防。

侵害物の廃棄、設備の除却。

侵害の予防に必要な行為。

…ノウハウ秘匿の場合との大きな違い

特許権の侵害時期と権利行使



補償金請求権(§ 65)

12

1. 出願公開後に「書面による警告」

←公開された発明であることを知りながら実施したことが立証できれば同様の扱い

2. 「補償金」の請求 ➡ 特許権設定登録後

(通常「特許権の行使」と同時)

3. 補償金の額:

警告から特許権発生までの期間の実施権相当額

4. 出願放棄、取下、拒絶査定、無効審決確定

➡補償金請求権は初めから生じなかったものとみなす

侵害事件例：シメチジン事件

原告

スミスクライン社
シメチジン(タガメット)
シメチジン製造方法(オキシ法)
特許第1,062,766号

シメチジン(最初のH₂ブロッカー)

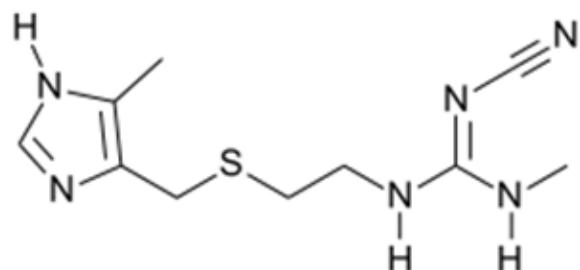


被告

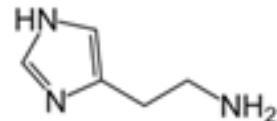
藤本製薬(株)

シメチジン輸入

レック社(旧ユーゴスラビア)
カイロック錠
レック法で製造(主張)



参考:ヒスタミンの構造式

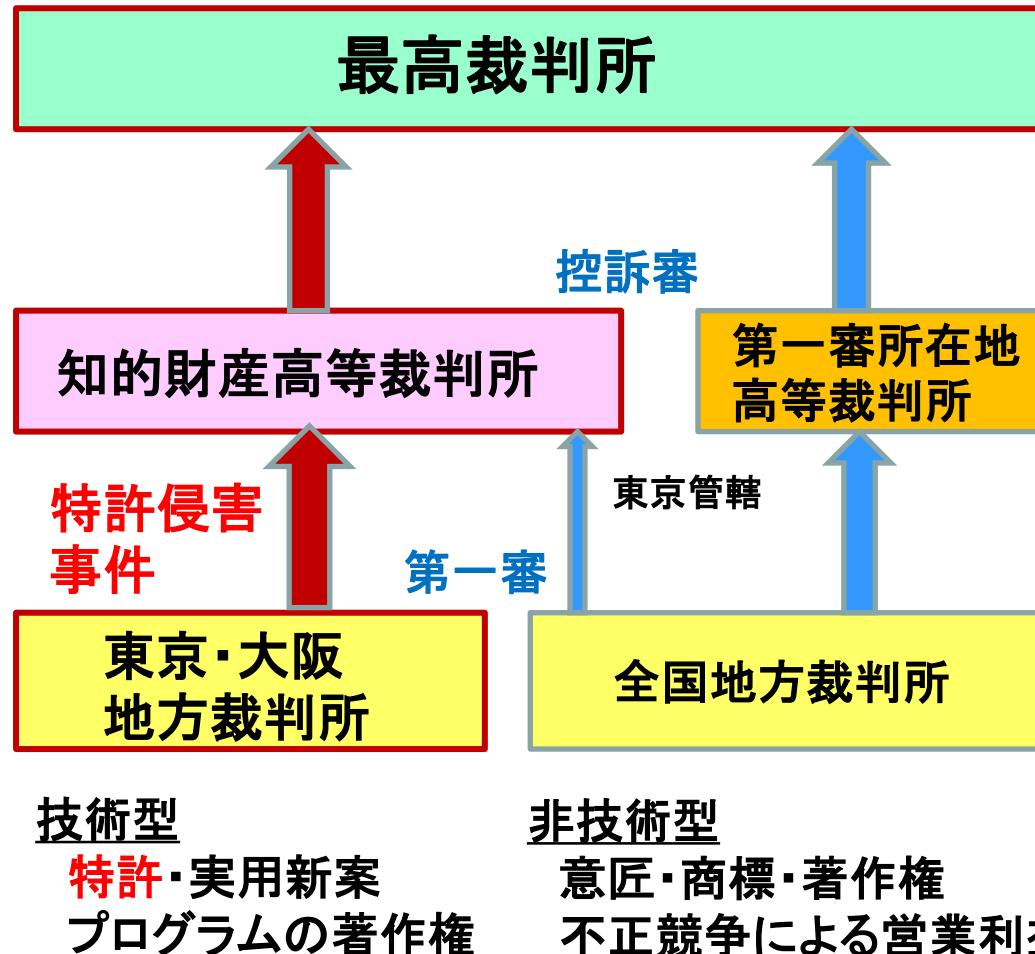


◎ 物を生産する方法の発明の侵害の立証:(§ 104)

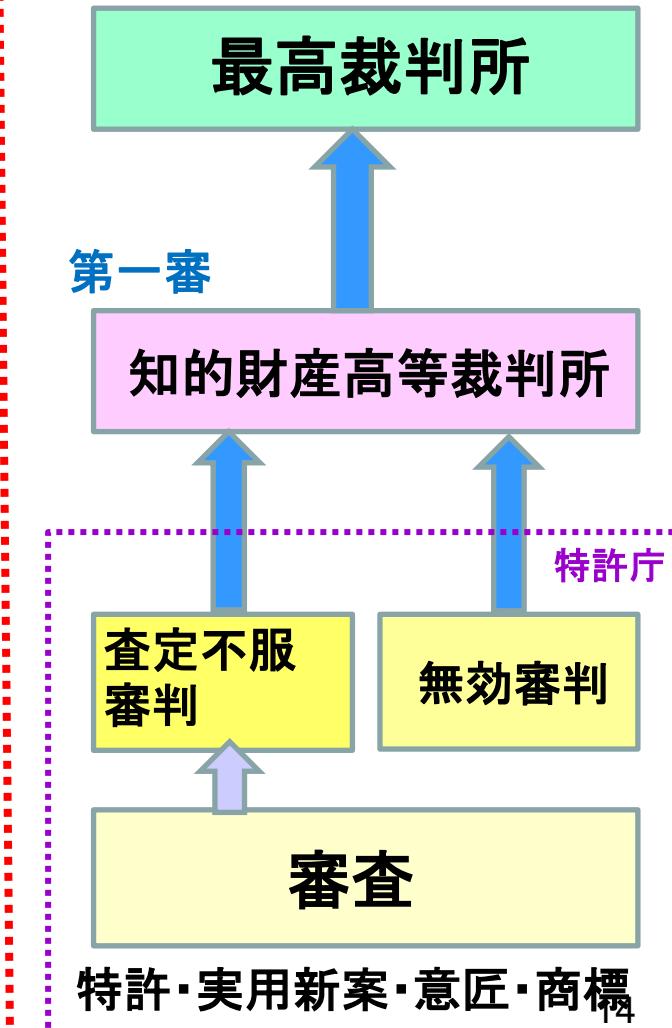
物が「新規物質」の場合、その物と同一の物は、その方法により生産したものと推定する。

特許侵害事件が争われる裁判所

<知的財産権関連民事事件>



<審決取消訴訟>



特許権の使い方（下町ロケット）

特許侵害訴訟④(⑤)

ナカシマ工業

(イ号B)

特許
A'

特許A'による提訴

④

特許Bによる反訴

④

④

和解

特許B侵害に対する
和解金 50億円get

=損害賠償金の獲得

佃製作所

佃航平

(元ロケットエンジン開発技術者)

自動車用エンジン開発

特許
A

特許
B

(イ号A')

ロケット用エンジン開発

特許
C

特許権の使い方

- ①特許権の譲渡(売買)
- ②実施権の設定(ライセンス契約)
- ③特許権の独占的使用(自社生産)
- ④差止請求／損害賠償請求
(特許侵害訴訟…和解)
- ⑤訴訟で零細な優秀企業を傘下に

帝国重工

特許Cの買取

①

ライセンス契約

②

③

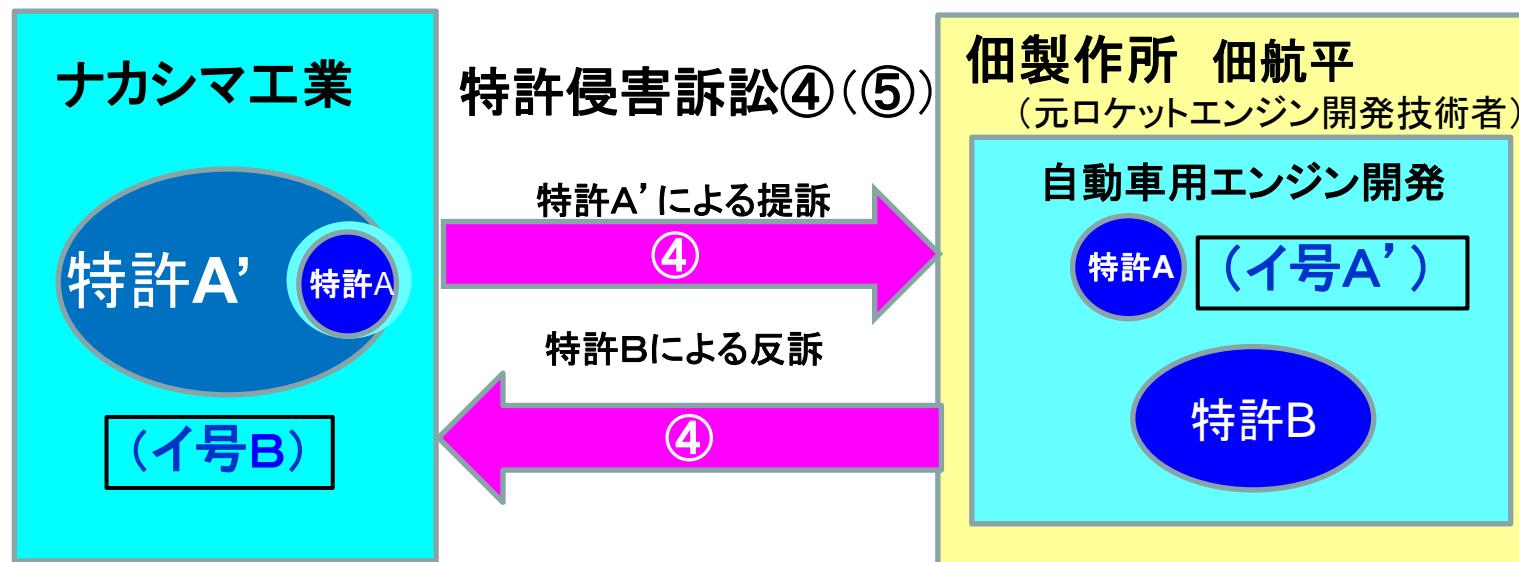
出願
C

ロケット用部品の提供
=特許権の独占的使用

特許権の使い方（下町ロケット）

特許権の使い方(1)

- ①特許権の譲渡(売買)
- ②実施権の設定(ライセンス契約)
- ③特許権の独占的使用(自社生産)
- ④差止請求／損害賠償請求 (特許侵害訴訟…和解)
- (⑤訴訟で零細な優秀企業を傘下に)



自動車用小型エンジンに関する侵害訴訟

ナカシマ工業

自動車用エンジン
(エルマーⅡ)



④特許侵害訴訟

特許A'による提訴

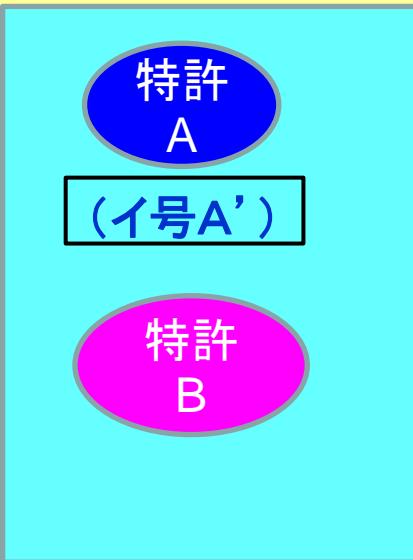
特許Bによる反訴

和解

- (1)特許B侵害に対する
和解金 56億円
- (2)特許A' 侵害取下げ

佃製作所

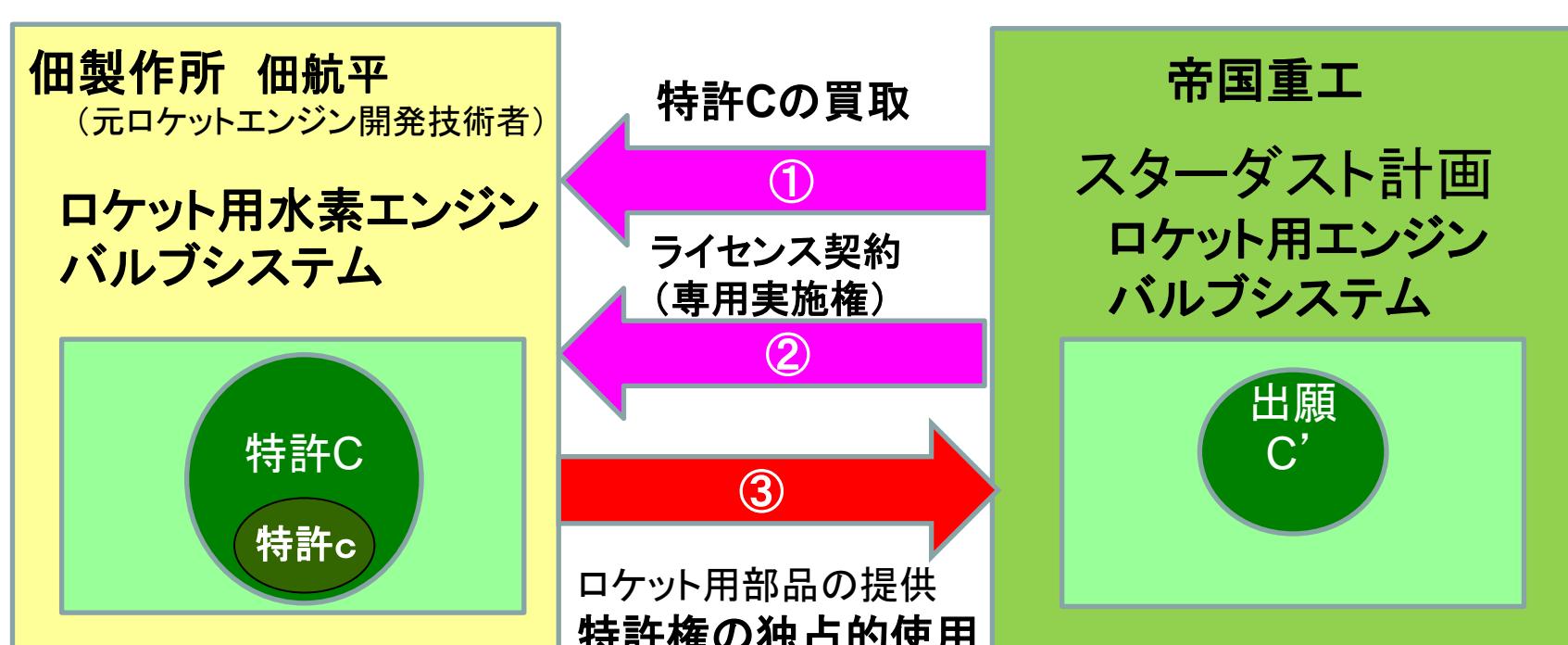
自動車用エンジン
(ステラ)



水素エンジンバルブに関する特許権

特許権の使い方(2)

- ①特許権の譲渡(売買)
- ②実施権の設定(ライセンス契約)
- ③特許権の独占的使用(自社生産)
- ④差止請求／損害賠償請求 (特許侵害訴訟…和解)
- (⑤訴訟で零細な優秀企業を傘下に)



今日のポイント

19

1. 特許権の効力＝特許権の侵害
直接侵害と間接侵害
2. 特許権者 → 侵害者
**差止請求 + 損害賠償 + 信用回復措置
(+ 刑事罰)**
3. 特許権発生前の権利：「補償金請求権」
4. 特許権侵害を争う裁判所
東京・大阪地裁 → 知財高裁 → 最高裁
5. 下町ロケット：佃製作所の特許権の使い方